

湖東地区消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成30年4月1日

湖東地区消防長

湖東地区消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、湖東地区消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日とし、社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

湖東地区消防本部では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた状況把握と目標について

(1) 女性職員の活躍に関する状況把握

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、湖東地区消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

ア 採用した職員に占める女性職員の割合（平成28年度）

採用職員の女性割合 1名中0名

受験者数における女性の割合 6名中0名

全職員に占める女性職員割合 65名中0名

イ 育児休業取得率及び平均取得期間（平成28年中）

男性職員の育児休業取得率 0% 平均取得期間 0日（65名）

ウ 勤務時間関係について（平成28年度）

職員の月平均の時間外勤務時間

男性（65名） 1人あたり平均時間 月4.92時間
（月平均320.18時間 年間合計3842.21時間）

エ 男性職員の配偶者出産特別休暇取得率及び平均取得日数
（平成28年中）

男性職員の休暇取得率 50% 平均取得日数 2日

オ 消防庁舎等職場環境や施設の整備

平成29年12月1日現在、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設は整備されていない。

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

総務省消防庁は、「消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、平成38年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。」としている（平成27年7月29日付消防消第149号。）。また、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては本部ごとの実情に応じながら、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこととしている。

また【目標設定の目安】において、「平成27年4月1日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消するとともに、可能な限り速やかに複数人を確保すること。」としている。当消防本部はこの「平成27年4月1日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部」に該当するものである。

これを踏まえ、当消防本部においても、積極的に女性消防吏員の採用に取り組んでいくこととし、次のとおり目標を設定する。

ア 女性消防吏員の採用について

目標：平成34年度までに、消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%に近づける。

イ 育児休業取得について

目標：平成34年度までに、育児休業の制度利用可能な男性職員の取得を促進する。また、女性消防吏員が採用された場合には取得率を100%とする。

ウ 男性職員の配偶者出産に係る特別休暇取得について

目標：平成34年度までに、男性職員の配偶者出産特別休暇の取得促進を図るため、当該休暇取得率を100%とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記3. で掲げた目標達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

(1) 女性消防吏員の採用について

平成30年度から、女性消防吏員採用に係る消防庁舎等職場環境や施設の整備に努める。

(2) 育児休業取得について

平成30年度から、職員に対して育児休業に関する情報提供を行い、取得可能な環境整備や取得促進を行う。

(3) 男性職員の配偶者出産特別休暇取得について

平成30年度から、職員に対して特別休暇に関する情報提供を行い、取得可能な環境整備や取得促進を行う。